

2018-BD-186

運航乗務員によるアルコール検査未実施での運航開始事象に関する報告について

先般発生した運航乗務員によるアルコール検査未実施での運航開始事象について、本日、国土交通省東京航空局へ事象の経緯及び再発防止に係る報告書を提出しました。

当該便にご搭乗されたお客様ならびに関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、本事象を重く受け止め、同様の事象が発生しないよう再発防止に努めてまいります。

記

1. 事象発生日

2019年1月9日（水）

2. 便名

IBEX54 便（定刻 仙台発 15:50＝伊丹着 17:15）

IBEX77 便（定刻 伊丹発 17:45＝新潟着 18:45）

3. 経緯

- ① 1/9（水）、IBEX54 便・IBEX77 便に乗務した2名の運航乗務員のうち機長1名について、乗務前のアルコール検知器を使用した検査を実施せずに乗務を開始。
- ② 本事象については、IBEX77 便の飛行中、地上職員が当該機長のアルコール検査が未実施であることに気づき判明。
- ③ 当該機長に対して、IBEX77 便が新潟空港へ到着後速やかに運航乗務員に貸与しているアルコール検知器による検査を実施。呼気1リットルあたりのアルコール濃度が0.00mg/lであったことを確認後、後続のIBEX78 便（定刻 新潟発 19:15＝伊丹着 20:25）に引き続き乗務。
- ④ 1/9（水）、地上職員管理職から運航部長に対して本事象を報告。
- ⑤ 1/17（木）、地上職員管理職が本事象に関する自身の社内報告に関し問題がある認識を持つに至り、運航部長及び安全統括管理者に対して報告
- ⑥ 会社より東京航空局へ報告

4. 本事象における問題点

- ① アルコール検査を失念し、乗務を開始したこと
- ② 事象発生から安全統括管理者への報告まで時間を要したこと

5. 本事象の推定要因

- ① アルコール検査を失念し、乗務を開始したことについて
 - ・ 当該機長は自身が飲酒しないことから、検査の必要性について認識が薄かった。
また長期休暇明けの乗務であったため、他の業務を優先するあまり、アルコール検査の実施時機を失った。
 - ・ アルコール検査時の地上職員による立ち会い体制について、確実な手順が設定されていなかった。
- ② 事象発生から安全統括管理者への報告まで時間を要したことについて
 - ・ 地上職員管理職は、当該機長が飲酒しないことが広く知られていること、また次便乗務開始前の検査でアルコールが検知されなかったため、乗務した運航便に飲酒の影響はないと判断したことにより、安全上の不具合報告に該当するものでない認識を持ってしまい、事象の報告が運航部組織内に留まり、安全統括管理者への報告に時間を要した。

6. 再発防止策（恒久対策）

以下の再発防止策を策定し、速やかな対応を実施する。

- ① 安全統括管理者への報告に関する訓練を実施する。
- ② 組織的に全ての出発乗務員がアルコール検知器を使用した検査を実施し、確認できる体制の構築を図る。
- ③ 運航部長通達の発行目的を明確化するため、要領を定めるとともに、様式を変更する。
- ④ アルコール依存やストレスに関する社員の相談&カウンセリング窓口を外部に設置する。

以上

2019年1月25日
アイベックスエアラインズ株式会社